

平成19年度

第1回

秋田県国土利用計画審議会議事録

開催日時 平成19年10月30日(火)
午後1時30分から午後3時15分まで

開催場所 秋田県庁議会棟 大会議室

出席委員	河 辺 信 男	会 長	木 村 一 男	委 員
	関 重 征	委 員	高 久 臣 一	委 員
	井 上 正 鉄	委 員	神 部 モ モ	委 員
	鈴 木 玲 子	委 員	金 子 健 三	委 員
	宍 戸 豊 和	委 員	石 山 久 美 子	委 員
	上 村 レイ子	委 員	梅 森 栄 利 子	委 員

平成19年度第1回秋田県国土利用計画審議会

司会（鈴木課長）

ただいまから平成19年度第1回秋田県国土利用計画審議会を開催いたします。暫時、司会を務めさせていただきます、建設交通部建設管理課の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名となっております。秋田県国土利用計画審議会条例第6条に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議が成立しておりますことを報告いたします。なお、3名の委員は所要により欠席のご連絡を頂戴しております。それでは、次第に従いまして、河辺会長よりごあいさつをお願いいたします。

河辺会長

会長の河辺です。本日は委員の皆様には大変お忙しい中、秋田県国土利用計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。秋田国体も無事成功裏に終了となり、県の方々も大変なことだったと思いますが、誠にご苦労さまでした。ようやく一息ついたところではないかなあと 생각합니다。

さて、本日の審議会は、国土利用計画改定に関する素案についての検討討議ということになっております。この素案は、7月と9月の2回にわたって国土利用計画審議会特別委員会が開催され、そこで検討されてきたものであります。この文章を苦労して作成された県の担当者は、果たしてこの表現でよいのかと心の中に不安を持っていると思います。どうぞご出席の委員の方々には、この件に関してのびのびと自由に意見を出していただきますよう、特段のご支援のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。続きまして、中山建設交通部長よりあいさつ申し上げます。

中山部長

建設交通部長の中山でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、国土利用計画審議会を開催いたしましたところ、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、県政の推進にご尽力頂き、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今回の国土利用計画に絡みまして、現在の秋田県の状況等を説明させていただきます。

本県の土地利用に関する状況をみますと、最近では大規模な開発事業等はなく、土地の取引や開発許可等の件数、面積とも減少傾向が続いております。また、土地売買の利用目的も、住宅地や商・工業地等の宅地利用から、山林や資産保有等、開発を伴わない取引が増加しているところがございます。土地利用の転換を伴う需要は弱まってきていると考えております。また、最近の地価動向をみますと、対前年比の平均変動率でございますが、三大都市圏や仙台市のような地方圏の中心都市においては一部上昇傾向を示してございますけれども、その一方秋田県を含みますその他の地方圏では下落幅が縮小しているものの依然として地価の下落が続いている状況にあり、本県も例外ではない状況になってございます。このような地価の二極化が顕著になる中でございますが、適正な地価水準を保つためには、地域の魅力を高めることが必要不可欠でございますので、県民の生活や産業振興の共通基盤である土地の利用についての基本指針を示します、この国土利用計画も重要な役割を担うものと考えてございます。

今回の改定でございますが、これまでの開発基調、量的拡大傾向から、既存のストックを有効利用し、秋田県の有する貴重な自然環境や景観の保全、県民が安全に安心して生活できる環境の確保など県土の質的な向上を図りながら、限られた資源である土地を次の世代に引き継いでいくことがポイントとなるものと考えてございます。

これまで委員の皆様方には、7月と9月の2回、農業・林業・土地・都市・自然保護の各専門分野の委員で構成いたしました特別委員会での審議において、県計画の改定素案を整理していただきました。本日は、そのご報告をするとともに、全体会となるこの審議会におきまして皆様からご意見をいただき、さらに次の段階へ進むためのステップにしたいと考えてございます。限られた時間ではございますが、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願ひいたします。

司会

それでは議事に入ります前に、今年度1回目の会議でございますので、本日ご出席の委員の皆様をご紹介いたします。

はじめに、先ほどごあいさつを頂きました河辺委員でございます。木村一男委員でございます。関委員でございます。高久委員でございます。井上委員でございます。神部委員でございます。鈴木委員でございます。金子委員でございます。宍戸委員でございます。宍戸委員は、言論分野における委員でありました前川委員がご都合により退任されたことに伴い、今年5月より委員をお願いしております。石山委員でございます。上村委員でございます。梅森委員でございます。

それでは、議事に進ませていただきます。国土利用計画審議会条例第6条により、会長が審議会の議長となる旨規定されておりますので、議事進行は河辺会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（河辺会長）

それでは、議事を進行いたします。本題に入ります前に、本日の議事録に関する署名人を上村レイ子委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めます。（1）特別委員会の開催及び審議概要に関する報告について、事務局より説明してください。

事務局（七尾）

はい。私、七尾と申します。よろしくお願いいたします。ただいまから特別委員会の報告などを行います。はじめに、資料の確認をさせていただきます。皆様には先週既にお送りさせていただいておりますが、念のため確認いたします。資料1は秋田県国土利用計画（第四次）（素案）、資料2は秋田県国土利用計画（第四次）現行計画と改定（素案）の対照、資料3は県土利用に関する基本的考え方、資料4は利用区分別面積資料、資料5は国土利用計画審議会特別委員会審議概要、資料6は国土利用計画改定に関する経緯というものでございます。そのほか、参考資料といたしまして関係法令を集約したものを配布しております。

それでは、資料5を御覧いただきたいと思います。

国土利用計画の改定作業を進めるにあたり、昨年度の審議会におきまして、小委員会となる特別委員会の設置を説明いたしました。特別委員会は今年の7月と9月に2回開催しております。委員でございますけれども、ここにいらっしゃる河辺会長をはじめ、木村一男委員、関委員、井上委員、木村一裕委員の5名でございます。

1回目は、7月26日に行いましたけれども、内容的には今日配布している資料でいきますと、資料3「県土利用に関する基本的考え方」を中心にご審議いただきました。第2回目は、資料2「現行計画と改定素案の対照」及び資料4「利用区分別面積資料」のうち、後半の第四次計画の規模の目標についてご審議いただきました。

特別委員会の内容についてお話ししますが、計2回の審議概要を要約したものが資料5となっており、事務局で示したいいわゆるたたき台に対して委員の皆様からご意見をいただき、内容の修正等を行ってきました。例えば、資料5の3ページでございますが、牧畜など放牧地の未利用地が多くなっているとの意見を踏まえ、採草放牧地に関する

土地利用の記述を加えたり、耕作放棄地の増加が著しいことから、それに対する文言を計画に盛り込むべきとのご意見を反映するなどしております。

また、5ページからは第2回特別委員会の要旨でございます。6ページからいただいた意見をどのように整理したのかを、まとめております。例えば、改定素案の中で、「物質循環」というような表現を用いておりましたけれども、これが専門用語にとらえられがちとのご意見をいただき、表現を訂正しました。また、第1回目でもご意見がありました。また、第1回目でもご意見がありましたが、牧畜に関する飼料自給率という表現や、農地が持つ保水等の水源かん養機能や県土保全機能など多面的な機能について、森林と同様に記述すべきとのご意見をいただき書き加えております。

7ページに移りまして、県土利用の総合的なマネジメントという言葉を使っておりますけれども、新たな土地利用の基本方針の文言について少し工夫すべきではないかとのご意見をいただきましたので、事務局として再考いたしました整理をしております。

以上のような審議過程を経て、本日の改定素案他関係資料を整理して参りましたことをご報告いたします。

議長

ありがとうございます。ただいまは特別委員会の審議状況についての説明でしたが、審議結果も踏まえた上で、次の議題である国土利用計画の改定素案を整理されているものと思いますので、ただいまの件も含めて、質疑は後で一括して行うこととします。

それでは、次の議題に進みます。(2)秋田県国土利用計画改定(素案)についてとなっておりますが、これについて事務局より説明していただきたいと思っておりますけれども、私の方から一言お願いいたします。私も特別委員会で見てきましたけれども、非常に具体性がないためにわかりにくいんです。そのため、一言、その切り口の一つとして考えていただきたいこととして、使われている語句で意味がわからないものや表現が気になるところ、こういうところはどんどん確認するなど、そこらへんを考えながら進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

事務局(佐藤)

それでは、私の方から改定素案についてご説明させていただきます。はじめに資料3を御覧ください。国土利用計画の改定を検討するにあたりまして、現状の認識と県土利用における諸課題、計画改定の方角を整理した資料となっております。要点についてご説明いたします。1ページをお開きください。現行の第三次計画では、県土利用の基本方針となる柱として、一つとして土地需要の量的調整、もう一つとし

て県土利用の質的向上を図る、この2つを掲げておりました、これに対する現状を整理しております。土地需要の量的調整については、宅地や商業地、公共施設等の郊外拡散、市街地の空洞化と空き地・空き家等の増加、農用地等の耕作放棄地の増加などが進んできておりますが、開発による土地利用転換は減少の傾向にあります。2ページに移りまして、県土利用の質的向上の観点につきましては、諸事情により災害対策が進まないこと、想定外の大規模な災害等の発生などを受け、予防や危険周知などのソフト的な対策への取り組みが進められていること、自然環境の体系的な保全の取り組みや本県における水と緑の条例、同基本計画の制定などの状況変化が見られます。7ページを御覧ください。県土利用に関係する社会的な変化を整理しますと、人口等の加速度的な減少により土地の利用に影響を及ぼすこと、8ページ、産業の動向も土地の利用に密接な係わりがありますが、産業等の低迷や第1次産業就業者の減少、9ページ、市町村合併の進展による行政区画の拡大とそれに伴う都市計画や農業振興地域など土地利用の再編の動き、10ページ、あきた21総合計画でも提言しているところがありますが、NPOやボランティアなど様々な主体による活動の活発化、新たな公としての位置づけ、そして関連する諸制度、法令の見直し、都市計画に関する改正、住宅に関する問題、まちづくりに関する法改正、環境、景観に関する法整備などを見極める必要があります。こうした社会的な変化を踏まえた計画の改定が必要であるものとして検討してまいりました。14ページを御覧ください。土地利用をとりまく様々な社会的変化や現状における諸課題を踏まえ、秋田県国土利用計画の見直しを行うにあたり、新計画では基本的な考え方を次のように整理しました。第1に、人口減少や高齢化が進む中で、空き地や空き家、農地の耕作放棄地が増えるなど、土地の管理水準が低下し、安全性や環境に影響を及ぼすことが懸念されることから、土地を利用するにあたっては、安全・安心、循環と共生の重視、美しさ・ゆとりなど質的な向上を図ることを第一前提として考えることとし、特に都市的な土地利用のため開発による土地利用転換が必要な場合も、低未利用地など既に有するストックを有効利用することを基本とすることが必要であると考えております。また、例えば、農地の耕作放棄地等についても、周辺状況を見ながら、森林として、農山漁村の地域活性化施設用地として、または所有者以外の人への提供やボランティアによる維持管理、体験農園など、地域や集落、様々な人々の独自の取り組みを通して再利用を促進するなど、県土の有効利用を図ることが必要となります。こうした利用の調整や多様な人々の関わりなどは、従来の開発許可規制や地域指定などによる量的な調整だけでなく、もっと

総合的に、能動的に県土を管理していく姿勢が必要であると考えております。このため、農地や森林、宅地などの面積推移により土地利用現況を把握するだけでなく、質的にどのように変化しているのか、様々な視点から見た指標を活用しながら計画の進捗を把握・点検するなど、県土利用の総合的なマネジメントを行っていくことを新たな方針として加え、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な県土管理を目指すこととしております。

資料2をお願いいたします。現行計画と改定素案の対照という資料でございます。改定素案について現行計画と対比する形で資料を作成しておりますので、主な部分を説明いたします。

4ページをお願いいたします。第1、県土利用の現状と課題ですが、1の概要から2、3、4の類型別の現状と推移については、現況調査の結果に基づきまして、内容の見直しや数値の置き換えをしています。

8ページをお願いいたします。5の県土利用における諸課題というところですが、現行計画では、次のページの基本構想の冒頭に示されていた部分ですが、ここに県土利用における諸課題を整理しました。県土利用における課題の認識は、土地需要の量的な調整や、県土の質的な向上を図ることなど第三次計画の基本方針から引き継ぐ視点、10ページでは、能動的に県土管理を行う必要があること、以上の3点を整理しています。

12ページを御覧ください。第2、県土利用の基本構想の部分は、県土における基本的な指針を示す部分となっております。1の県土利用の基本方針では、前提となる考え方を整理し、記述を修正しました。全国計画を基本とすることが国土利用計画法の求めでもありますので、現在提示されている全国計画の素案を基本として、記載内容の整合を図るため訂正した部分もございます。なお、人口減少等が進み、土地利用転換の圧力が低下している状況を、県土利用の質的な向上をより一層積極的に推進する好機ととらえ、県土をよりよい状態で次世代へ引き継ぐ、持続可能な県土管理を行うため、県土利用の質的向上の視点を、基本方針の1番目に掲げております。

14ページをお願いいたします。県土利用の質的向上という項目、アの安全で安心できる県土利用につきましては、災害対策として防災の他、減災の考え方も踏まえた県土の安全性の向上、農業用水利施設などの適正な管理保全について追加しています。イの循環と共生を重視する県土利用では、タイトル及び記述内容を全国計画の素案で示された表現にそろえ、地球環境問題への対応と自然再生推進法等の施行から、自然の保全だけではなく、再生についての記述を追加しました。ウの美しくゆとりある県土利用につきましては、都市景観・街並みや、

里地・里山・農山漁村の風景など身近な空間における景観保全、秋田が有しております豊かな水と緑の環境の確保などの観点について、追加しております。

(2) 県土の有効利用と土地需要の量的調整については、低未利用地の有効利用を促進し、なおかつ、土地利用の転換をできるだけ抑制することを基本とした考え方を整理し直しております。都市的土地利用にあっては、コンパクトなまちづくりへの方向を重視し、低未利用地の有効利用、都市機能の集約、街並みの再生等について追加しております。自然的土地利用にあっては、農林業等の生産活動と環境との共生を重視し、語句の修正や、耕作放棄地の発生防止と適正な利用について追加しております。

16ページをお願いいたします。(3) 県土利用の総合的なマネジメントについては、新たな記述となっております。特に、県や市町村が担う公的な役割、土地所有者が行うべき適切な管理だけでなく、地域住民やボランティアによる直接的な県土管理への参加、地産地消や緑化活動への募金などを通して間接的に県土管理につながる取り組みなど、多様な主体の参画・連携という表現で記述しております。

16ページの中段からは、2、地域類型別の県土利用の基本方向となっております。国土利用計画の中では大括りの地域類型として、都市、農山漁村、自然維持地域と大きくタイプを分けております。特に県土利用の総合的なマネジメントに関連してきますが、それぞれの適切な配置と組み合わせを考慮しながら、それぞれ個別に機能を分担し、または交流や連携を深めることで土地利用転換を抑制するなど、双方向的につながりを考慮することが必要であることから前文として追加し、さらにそれぞれの地域区分においても追加しております。都市については、ここでもコンパクトな都市の形成、低未利用地の有効利用、土地利用転換の抑制を基本とすることなど、その基本方向を見直ししています。18ページをお願いいたします。農山漁村については、住民の生活や農林水産業の展開の場であるというだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観等公益的機能を有する、県民共有の財産であるという基本認識を示し、多様な主体の参画等によりこれまで有している資源の適切な管理を行うことなどを追加しております。自然維持地域については、保全の対象となる区域の配置や連続性を確保すること、失われた自然の再生、それらの検証に必要な調査の推進とデータの整備等について、記述を追加しております。

3から利用区分別の県土利用の基本方向となっておりますが、利用区分別の県土利用の基本方向については、計画の形式上、農用地や森林などの利用区分別の縦割りにせざるを得ませんが、個別にとらえる

だけでなく、安全・安心、循環と共生の重視、美しさなど、県土利用の質的向上の視点から、区分横断的にとらえながら、それぞれの関係性に配慮する観点も必要であるとの認識を追加しております。各利用区分の基本方向については、全国計画の方向を踏まえつつ、修正・追加を行っています。例えば20ページを御覧ください。(2)の森林については、森林吸収源対策としての役割と森林資源の循環利用について、(6)住宅地については、耐震性や環境性能を含めた住宅ストックの質の向上と、住宅地としての安全性の向上について記述を改めております。22ページにいきますと(9)公共施設等にあっても、低未利用地の再生利用や街なか立地への配慮、などについて見直ししております。(11)低未利用地の有効利用に関しては、新たに追加しております。

24ページをお願いいたします。第3の利用目的区分の規模の目標及びその地域別の概要については、計画フレームとして、計画年次であったり、目標年次における利用区分別の面積等について記載しています。24ページは全県を捉えた分、26ページからは県北、県中央、県南の3地域に分けてそれぞれ記述を改めております。

30ページをお願いいたします。第4はこれまでの基本方針、それから将来に向かっての目標面積など、これらを達成するために必要な措置の概要をまとめる部分になってございます。

2の国土利用計画法の適切な運用については、前段部分は同じですが、国土利用計画法で定める体系の中で市町村計画は策定することができるとなっております。これとより効果的に連携し、各市町村計画の細かな内容を集約し、県計画の見直しなどに反映させるといった体系の重要性を踏まえ、地域の特色ある取組事例等の情報の収集・共有を図りながら、市町村計画の策定を促進することを追加しています。

3の県土の保全と安全性の確保につきましては、森林の保管理に関し、諸計画と表現を調整のうえ、修正を行いました。また、(3)に減災の考え方の一つとして、危険地帯の情報の周知、例えば、具体的に危険箇所を知らせる看板や、ハザードマップのような周知方法と様々あるとは思いますが、それらを含めた表現として追加しました。

32ページをお願いいたします。4の環境の保全と美しい県土の形成につきましては、地球環境保全に向けた取り組みの推進、循環型社会の構築、自然の再生や創出、(5)では八郎湖等湖沼の水質保全、(6)では景観の形成などについて、表現を改め、または内容を追加しております。

5の土地利用転換の適正化からそれ以降の記述につきましても、これまで説明をいたしました内容に従いまして、記述を改めております。

本日配布いたしましたその他資料の資料につきまして、恐縮ですが概要のみ説明させていただきます。資料1の改定素案は、資料2の対照表と同じ内容となっております。資料4は、利用区分別面積の算定や推移に関する資料で、面積数値等の基礎資料でありますけれども、めくっていただき1ページからは各利用区分の定義等、8ページは、秋田県国土利用計画のこれまでの利用区分別面積目標と現況の推移、10ページには全国計画の面積目標と現況の推移、12ページからは現行計画期間の現況面積の推移に関する調査結果を、32ページからは、第四次改定素案に示した目標年次における目標面積の算定の考え方に関する資料を掲載しております。

以上で、概略であります但改定素案の説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。ここから討議にはいりますけれども、ちょっと私なりに整理します。よろしいですか。今、佐藤主査さんがいわれた部分ですけれど、資料3の14ページを見てください。この右下の新計画というところですが、ここでいっているのは要するに県土利用の基本方針は3つありまして、1つは県土利用の質的向上、2番目は県土の有効利用と土地需要の量的調整、それから3番目は県土利用の総合的なマネジメント。この3つを挙げているわけです。そこで討議をするために、ここを参考にしながら資料2を見てください。旧と新の案が出てますのでここから最初に入っていきます。よろしいですか。まず12ページの改定案の文章、県土利用の基本方針、この中に先ほどいった県土利用の質的向上、県土の有効利用と土地需要の量的調整、県土利用の総合的なマネジメントのことを書いているのですが、この文章に関して何かご意見とかご質問があれば。まず、12ページの最初の基本方針のところですが、何でも結構です、表現とか言葉づかいなど。

議長

この文章の中で、カギ括弧が出てくるのですが、このカギ括弧はどのような意味なのですか。

事務局（佐藤）

カギ括弧は強調したい部分などの表現に使っております。

穴戸委員

基本方針の上から4行目なんですけど、線は引いていない部分なんですけど、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを・・・、という表現になっております。県土の均衡ある発展についてなんですけど、先ほどご説明があったとおり、関係の法律がいろいろ変わってきた中で、総合開発計画に関わる法律ですね、あれも

変わりました、これまでの全総の精神だった国土の均衡ある発展という考え方が、特色ある発展という風な方向に変わって、私なりに具体的に考えると、どこで生活をして同じような利便性だとか文化性だとかが享受できるような生活という考え方で進んできたものが、それぞれの地域地域の特色を生かした国土づくりといたしますか、そういった方向に移行するような考え方が、国の中では出てきていると思うわけですね。それが今いろいろいわれている格差の拡大などに、私はつながっているのではないかと思うわけです。県のこれまでの長期計画の精神も県土の均衡ある発展ということを謳ってきたわけなんです、この計画そのものがかなり広い範囲をカバーしていて具体的でない分、何となくわかったようでわからないと。それでは具体的に考えるとどうなのかなということですね。ちょっと長くなりますが、農地の利用についても、森林の活用についても、計画には確かに指摘があるわけなんですけれど、実際のところ耕作放棄地が広がってきたり、森林が荒れる一方でなかなか利用されないといったところがございます。それでですね、現実との乖離というか、計画に謳うのはいいんですけど、そういったことを全体として、元に戻りますけれど県土の均衡ある発展ということを謳うからには、これらをどのように考えればいいのかと。うまく表現できないのですが、秋田県全体をどこでも、例えば県北、県南、中央、どこの都市、どこの農村部、山間部でも皆同じような考え方で県土利用というか、維持管理も含めて、そういったことを基本的な考え方として進めていくということですか。簡単に言うと、秋田県は狭いようでかなり広いわけで、それぞれその地域地域の特色というか、その地域の歴史やら現状を踏まえた上でそれぞれの特色があって、それをこういった総合計画として一括りにするというのは、かなりはじめから難しいと思うんですが、その考え方なんです。

事務局（佐藤）

今ご指摘いただきました点についてであります、ここの基本方針の前段に示しておりますのは、どの計画においても使われる表現であろうかと思えます。最初の方でお話のありました、国土形成計画の全国計画の検討及び地域版の広域地方計画の策定準備が進められようとしている中では、特色ある地域ということがいわれております。国土の利用という部分に関しましては、その利用の仕方あるいは利用するにあたっての仕組み作り、それらは各地域の特色を生かしていかなければならないだろうと、それぞれの諸事情が違いうだろうと思っております。ただ、そうした手法が違いましても、結果として均衡ある発展をめざすことができるように、県としてできることあるいは推進する

こと、それを具体的な個別の農業や林業、道路の計画もあるでしょうし、そういった計画と調整を図りながら進めるよう国土利用計画でもってリードしていくというのが、一番理想なのかなと思っております。そうした意味では、この表現は今のところ抜けないものと認識しております。

議長

はい。何かこれに対してご意見ありましたら。

高久委員

文章としてはこうならざるを得ないのではないかなと思います。この審議会の審議から逸脱するかもしれませんが、例えば秋田県は何で生きていくのか。1次産業、2次産業、3次産業、今は4次産業というのがありますけれども。県土を利用するあるいは発展させていくという場合に、北東北3県とか道州制などの議論もあるわけですが、まだそこまでは至っておらないし、それらの前提として秋田県は何で生きていくのか。大変難しい。これは知事さんが考えることかもしれませんが。そういう大前提のようなものがないと、いろいろな判断ができないのではないかな。ただ、これをおそらく書くわけにはいかないのではないかな。なので、文章表現というのは難しいということだろうと思います。したがって、文章としてはこれがベターなのかなと、いろいろ悩んでおります。いろいろな審議会がありますけれども、なかなかすっきりしたものを書けないという、県としての立場というものもあると思います。これから踏み込んだ形で、例えば農地の利用に関するいろいろなことがありますけれども、私たちの町もそうですし、大曲もそうですし、能代もそうですが、いわゆる農振解除ということで、各町の発展ということも関わってきます。農振解除によって大型店舗がくるわけですが、それによる影響というのは非常に大きいのかと思います。県として、一つの方向として、そういうものを規制するのか規制しないのか、ということをおここでは話をすることはできませんが、将来的にどういう方法で県土を守っていくのかという、そこまで踏み込んでいくのかということが見えない感じがします。しかし、基本方針については、このような文章になるのではないかなと思います。非常に悩みます。

議長

はい、ありがとうございます。

井上委員

先ほどの宍戸委員の意見に関連してこういう風に感じたんですけど、1の基本方針として先程来の県土の均衡ある発展を謳って、それに続いて2番、16ページですが、ここで地域類型別の県土利用の基

本方向として、都市、農山漁村、自然維持地域と、この3つがそれぞれ説明されているわけですがけれども、均衡ある発展をするために関連してそれぞれが独立しているものではない、そう受けとったんです。農山漁村の方は、農地が荒廃してくればやっぱり自然維持地域と同じように生態系が乱れますよね。そういうことがうまくいっていると、持続可能な農山漁村となっていくのかな、と思いました。

議長

はい、ありがとうございます。あと他にございませんか、この件に関して。

私もちょっと話してもいいですか。宍戸委員がいわれた、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展というのを、県土の特色ある発展としてはまずいものでしょうか。

宍戸委員

これは均衡ある発展の均衡を、特色あるに代えた方がいいというわけではないんですよ。そこまで言い切る自信はないんですけど。例えば県北に住んでいる人たちが、なんか県北の方は県南に比べて秋田弁でいうと「ちょっときゃねぐされでる（軽く見られている）」というような印象を持ってはいけないし、秋田市周辺に集中投資をして、秋田市周辺的生活環境を高めていくということでやってもいけないし、と思うんですね。単純に均衡を図っていくというのはまずいかなど。しかし、それぞれの力を入れるポイントを定めてそれでやっていくというのはいけないし、どうしたらいいのかなと考えたわけです。

事務局（七尾）

よろしいでしょうか。ただいまの部分でございますけれども、それぞれがごもっともなご意見で、なるほどなどは思いましたけれども、ここの部分としましては、県土の均衡ある発展という言葉はまずこのままにさせていただきますして、しかしながら、ご意見の趣旨が私としても理解できてきまして、これをさらにこの文章という部分で理解しようとするすると、1行前のアンダーラインのところからゆっくり読みますと満たされるのではないかと。つまり、自然環境の保全を図りつつ、地域の、地域というのは全県、県北、中央、県南もですけれども、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、つまりそれを考えながらということでもありますので、そしてさらに現行計画からありました均衡ある発展と、いずれも大事な要素でありますので、もう一度総合的に考えていただけないものではないかと考えております。

議長 はい。女性の委員の方、どなたかご意見ありませんか。鈴木委員どうですか。

鈴木委員 はい。特別はないのですが、後段の方で、また、から始まる部分で、長期にわたる内外の潮流変化を展望し、豊かな生活や活力ある・・・、最後にきて持続可能な県土管理を行うこと、持続可能な県土管理を大きな方針にしておるわけですが、ここで言っている長期にわたる内外の潮流変化を展望し、というところを突き詰めて言うかどうか。教えていただければ。その後にくる言葉の全てを網羅して基本方針なので、何があってもいいぞということを網羅して書いていると思うのですが、ここで前提でいっている長期にわたる内外の潮流変化を展望し、ということについて教えてください。

議長 事務局からお願いします。

事務局（佐藤） はい。意図するところといたしましては、計画の最後の部分にも関係してくるのですが、国土利用計画は長期計画ということで、スパンとしては10年間を見据えた計画と設定しているのですが、その期間だけでいいということではなくて、もっと長期的な変化を見ながら、それを踏まえながらその中の10年間というとらえ方も必要ですし、逆に社会的変化が著しい中で、10年たたないうちに条件がどんどん変わってきて、この計画の内容等が変わるという可能性があるのかなと思います。そうした潮流変化を踏まえながら、内容の見直しを図ることも含めてこの文章を入れております。

鈴木委員 長いスパンで考えながらも、なおかつ、そのときそのときで予想したこと以外のことが起こることも考えるということですね。

事務局（佐藤） それで、計画の最後にこれまで盛り込んでおらなかった、計画を作ったからの進行管理、計画の点検あるいは見直しも視野に入れてという部分を付け加えておりますので、ご覧いただければと思います。

議長 それでは、時間もないので次の項目に進ませてもらいます。
14ページの県土利用の質的向上の観点の中で、意見をお願いします。

議長 減災という言葉はあるのですかね。かなり通用している言葉なのですか。

事務局（佐藤）

はい、今は幅広く使われている言葉だと、私の方では認識しております。

石山委員

防災と減災について、よくわからないんですが。大体同じようなことに考えられるのですが。

中山部長

防災と減災の、減災という言葉にだいぶ皆様方、ご興味がありそうな感じですので説明させていただきますと、今まではもっぱら防災と申しておりました。災害を防ぐ、それから起こった後でそれにどう対応するかが主の目的の防災でございました。しかしながら、最近では異常気象等もございまして、スポット的、局所的な災害もございまして、特に災害が起きる前に、予防保全的に、ある程度100%のお金をかける前に、部分的に10%位である程度予防保全として、あらかじめある程度の手当をして、災害を極力少なくしましょうという発想に変わってきてございます。減災というのはまさにそれでございまして、災害を未然にあらかじめ防ぐのではなくて、少なくするために手当を今からしましょうと、そういうことで災害を減らすという意味の減災という言葉を使わせていただいております。現実、秋田県で9月17日から県北部を中心に大雨による水害がございまして、昭和58年以来24年ぶりに災害救助法が適用されたわけなんです。災害救助法そのものは昭和58年は地震によるものでございました。大雨で災害救助法が出たのは、ちょうど50年前、半世紀前でございます。秋田県は他の県に比べて自然災害が少ない県であるところが優れているところでございますが、その関係で実を申しますと、川の整備が若干遅れている部分がございました。逆の面からいいますと、維持管理的にも若干その辺がおろそかになってございました。このままではということで、12月あるいは来年以降につきましては、川の中にたまった土砂や砂利を、筋洗いといいますか、断面を拡幅しまして、そういう支障物をなくしましょうと。その手当を減災対応、災害を少なくするための対応にしましょうという発想なり、考え方でこれから進めていこうと考えております。これにつきましては、全国的に減災という言葉が使われるようになってきましたので、これから皆様方もそのイメージで考えていただければよろしいかと思っておりますので、PRも兼ねてご説明させていただきました。以上でございます。

議長

部長さん、ありがとうございます。大変よくわかりました。この県土利用の質的向上について、他に何かございますか。なければ次に進めたいと思っておりますがよろしいですか。

では、次の県土の有効利用と土地需要の量的調整の中で、何かありましたら、遠慮なくどうぞ。

井上委員

イの最後のところ、あわせて耕作放棄地等の発生の防止と適正な利用に努めるとあるのですけれども、耕作放棄地をつくるのは農家の方々なんですけれども、例えば、耕作放棄地等への対応とかですね、そういう風になるのではないのでしょうか。

議長

耕作放棄地等の発生の防止への適正な対応とか。

井上委員

防止のためのとかですね。

議長

文章がおかしいということですが。どうですか。

事務局（佐藤）

その部分については、訂正を検討いたします。

議長

訂正を検討するとのことですが。他にありませんか。

それでは次にいきます。16ページの(3)県土利用の総合的なマネジメントの部分ですが、これはあるんじゃないですか。どなたかどうぞ。

宍戸委員

3行目なんですけど、都市的土地利用と自然的土地利用、その後で適正な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるとありますが、具体的にどういうことをイメージすればいいのでしょうか。

事務局（佐藤）

この部分の表現は、全国計画との整合性を図るため入れた文章なのですが、イメージということではいいと思いますと、特に市町村合併によりまして一部都市的な土地利用、旧町村の市街地だった区域が、新しい市町村で見た場合、そのままの使い方でいいのかという検討もあろうかと思えます。それから中間的に位置する、農山漁村なども自然的土地利用という中に含まれておりまして、それらをどのように配置していけばいいのか、今のままでいい場合もありますし、新たに再度組み合わせを考えていかなければいけない場合もあるかと思えますので、それらをもう一度再考するというのをイメージして入れている部分でございまして。市町村合併を意識した部分ではあります。

宍戸委員

配置とありますが、配置をする主体というのは、土地の所有者とか、県とか、該当する市町村とか、どこになりますか。

事務局（佐藤） 配置といいますのは、例えば都市計画区域とか農業振興地域などの計画による区域指定というものがありますが、それらの適正な配置をイメージしておりますので、県及び市町村をその主体として考えております。

石山委員 余計なことを言うと思いますけど、大変立派な文章で、私はこの文章を読むだけで精一杯なんですけれど、ただ、旧の計画を見ますと、そちらの方が私にとってはわかりやすいんですね。いっぱい文章があるだけに、例えば後ろから2行目の県内で生産されたものを県内で消費する地産地消の推進はわかりますけど、緑化活動への募金等まで書くものかなと思ったんですよね。そこらへん書くべきことなのでしょうか。皆さんどうお思いになりますか。

議長 ここでマネジメントという新しい言葉がでてきていますからね。そのへんどうですか。

木村委員 新しい文言がでてきていますから。私はこれは、非常にいい文章だと思っていて、特に後段の方がいわゆる土地利用だけでなく、間接的という部分が非常にいいなと思います。どうしても国土利用なんていうと土地、要するにハードの部分だけに行きがちなのが、この文章はソフトの部分も間接的にはそうなるんだよというような表現なので、私としては非常に好きな文章です。

議長 ここはちょっと新しい考え方がはいつてきてますので。

石山委員 私の考え方が古かったんですね。

木村委員 そうじゃなくて、県土利用をマネジメントとするという、旧にはないものを引っ張ってきたということだから。

石山委員 はい、わかりました。

議長 それでは次に行きます。16ページの都市とか18ページの農山漁村、自然維持地域、ここら辺でなにか文章でおやっと思ったりしたところはありますか。

高久委員 文章ではこうなるとは思いますが、いわゆる4ha、20haの大規模農業に転換していかなければならず、転換できない農家は、あるいは農地を放棄する可能性があります。そういうものを十分に配慮した

形で、文章を作らなければいけない、そういう風に思いますがいかがですか。そこら辺はどうですか。

事務局（佐藤）

今言われたような、特に農地の担い手への集積だとかといわれている中で、それをどちらの方向へ持っていくのかという形で、この国土利用計画の中に土地の基本的な考え方を明確には書けていないと思っております。18ページにあります農山漁村について、あるいは次の項目にあります農用地について基本的な考え方をまとめている部分がそれにあたると思うのですが、一応全国的な傾向としてできるだけ新しい管理主体の形成あるいは地域の組織的な活動、そうした方向へまとめざるを得ないですし、まとめていると考えております。

高久委員

難しいですね。わかりました。

議長

ありがとうございます。ここのところはいいですか。そうすれば最後です。18ページから22ページまで、利用区分別の基本的方向について、何かありましたら。これを最後にします。

木村委員

これはどこにあてはまるのかわからないんですが、ここでは農地とか森林とか宅地とか分けているんですけども、農業はいわゆる農村と言うくらいで農地の中に家がある、それで農業を営んでいる集落があるという考え方でいくと、今、特に山村の方で限界集落とかってあるわけですよ。向こう何年後にはあと誰もいなくなる。それと、もう少してそうなるという準限界集落なんていう言葉もある。ですから、集落という言葉はどこかに入れられないものかなど。農地とかはあるんですけども。村というか、農山漁村というのがありますが。自分でもわからないんですが、農業者の側からいくとその村、地域がなくなってしまうという部分がだいぶ出てくるんですよ。今の予想だと。特に山村の方が。もう60歳以上ばっかりしかいなくて、平均余命からいくともう十数年後にはなくなりますよという集落が。若者がいない。そういうものを国土利用にからめるのはいかがなものかと思われるかもしれませんが、なんか入れられないものかと。均衡ある発展なんてさっきから言ってるものだから。ちょっと難しいかもしれないです。自分でもどこに入れたらいいかはわからない。限界集落というのは非常に暗い言葉ですし。

事務局（佐藤）

すいませんが資料の3をご覧いただきたいと思っております。22ページをお願いいたします。直接的に限界集落という形で、県あるいは一般

の統計値は具体には出ておりませんので、農林業センサスの中で集落調査というのがございまして、それがどれくらい減少してきているのかという状況を踏まえた上で、それも農山漁村における実情という前提のもと、農山漁村というか集落という考え方を一部入れ込んでいかなければならないだろうという考えは持っておりました。ただ、具体的に限界集落という言葉が、ある程度定着するのも変なのですが、報道などでも使われておりますので、関心はあるだろうと思うんですけども、どこの集落がどの程度となるということはなかなか記述できないのかなと思っております。

木村委員

限界とつけなくとも集落とするとかね。

事務局（佐藤）

はい。表現については、事務局で検討させていただきます。

議長

はい。あと何かありますか。なければこれで終了しますがよろしいですか。限界集落で話がおしまいというのもなんですが。

鈴木課長

限界集落の限界というのは、入れ込むとなかなか難しくなりますので、どうかご了解ください。

中山部長

実際住んでいらっしゃる方もおりますので、なかなかその辺までは踏み込めないと思います。

議長

それではこの辺で審議を終了します。本日各委員よりいただいた意見を踏まえながらさらに改定作業を進めていくよう、事務局にはお願いいたします。それでは次の議題に進みます。（3）国土利用計画改定に関する経緯と今後の予定について、事務局より説明してください。

事務局（七尾）

それでは概略をご紹介します。経緯と予定でございます。資料は6をお願いいたします。1枚ものの裏表になっております。資料の表側の方は、平成16年度から18年度にかけては、主に準備ということで基礎調査などを行ってまいりました。※印がついておりますのは、国とのやりとりがあった項目でございます。そして19年度ですが、6月28日、国土利用計画改定推進担当者会議ということで県庁内の会議を開催しております。裏面にまいりまして、7月以降は特別委員会の1回目、そしてこれまた県庁内の会議でございますが、9月25日秋田県土地利用調整委員会、そして2回目の特別委員会などを経まして今に至っております。さらに中間に書かれておりますのは、国や

市町村などと意見交換を行っていることを紹介しております。これも同時並行的に今行っております。

今後の予定でございますけれども、中程に平成19年中頃、国土利用計画（全国計画）閣議決定・公表と書いておりますけれども、また後で申し上げますが、まだなされておられません。そして、11月から12月に関係省庁との意見調整等を経まして、予定では2回目の国土利用計画審議会を12月下旬に開催いたしまして、いわゆる素案の決定をお願いしたいと思っております。そして今度は市町村長へ素案をもとにして意見を聞くとともに、パブリックコメントと申しまして、県民の意見も聞く機会を設けます。これらを経まして2月の上旬に3回目のこの審議会を開催し、さらに引き続き県議会の方に提案をいたしまして、議決をいただいて決定、そして公表したいと考えております。考えておりますけれども、一つだけ気がかりがございます。今後の予定の1行目でお話ししましたが、19年中頃の国土利用計画（全国計画）の閣議決定というものが今日現在まだなされておられませんので、この動向を見極めながら進める必要がございます。全国計画を基本にして県計画を作りなさいということになっておりますので、この動向を見極めてまいります。従いまして、今お話申し上げました今後の予定につきましては、いささか変更もあるかもしれないと。つまり流動性があるということをお話ししながらご紹介申し上げました。以上であります。

議長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。ないですね。

(はい、の声)

議長

それでは次に進みます。次第ではその他となっておりますけれども、事務局より何かございますか。

事務局（七尾）

ありません。

議長

それでは、委員の皆さんからこの機会に確認することなどありましたらお願いします。

高久委員

場違いな話かもしれませんが、今現実に大曲にイオンが建ちます。6万平方のお店ができる。それから能代は約4万平方近いイオンができる。湯沢には2万平方ちょっとのお店ができる。で、これはすべて

農地、能代の場合は工業区域が50%以上というのはありますけれども。そういうわけで、駆け込みで無制限に大きいお店ができてきます。来年の4月には大曲にできます。それから湯沢も4月にできます。能代は今まだ未定ですけれども。そういう状況で、県土を守る、あるいは、消費者さんとの問題もありますけれども、県内の経済を守るための国土利用について、何か県として、知事さんにも一生懸命取り組んでいただけてますけれども、規制するあるいは枠をはめるような方策を是非考えていただきたいなと思います。これは審議会とは直接関係はないんですけれども、国土、県土利用の会議でありますので、ちょっと場違いかもしれませんが、今後の方向としてそういうことをお願いできればと考えています。

私は、商工会議所の立場ですから、何で秋田県は生きていけばよいのだろうということをお話申し上げますが、今、北上は約12万ですか、人口が。昼間人口が40万という風に言われておりまして、東芝、TDKあるいはトヨタ関連の企業がきていろいろ活性化しているわけですけれども、日本海沿岸道路はじめだいぶ整備されてきましたが、秋田県と隣県との道路アクセスが完全でないために、これも国土利用であります。経済、流通、物流がうまくいかないという状況にございますし、この県土を利用して秋田県を発展させるために、いろんな点でこの県土の利用方法というのは重要になってくるのではないかと。県南の端っこで、山形ともまだ新幹線も結んでいない状況の中で考えておりまして。いわゆる北上のような企業誘致をするにしても、言われますのはいわゆる技術集積、そういうものが秋田県には人材的にないと。だから引っ張ってこれない。そうすると有効な国土、県土の利用ができない。そのような状況でいろんなことをかみ合わせながら、国土、県土の利用について、県行政の方でもお考えいただければありがたいと思ひまして。大変場違いなところで、場違いなお願いでありますけれども、一つお願いを申し上げたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日用意された議題に関する議事を終了します。ご協力ありがとうございました。

司会

委員の皆様には、ご多忙の折、ご審議誠にありがとうございました。本日頂戴しました貴重なご意見を踏まえまして、改定計画をさらに整理してまいりたいと思います。なお、先ほど説明したように、今年度内に予定としてはもう2回ほどご迷惑をかけることになっております

ので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。本当にありがとうございました。